

中央防災会議「東海地震対策専門調査会」
(第3回)

東海地震対策の現状等の概要

平成14年6月
中央防災会議事務局

東海地震対策の現状等の概要

目 次

東海地震対策の現状等

東海地震対策の変遷	1
東海地震対策の推進	2
1．避難・警戒体制の構築	
・異常現象発見から警戒宣言までの流れ	3
・地震防災応急計画の作成状況	4
・警戒宣言時の対応一覧	6
・地震予知情報による効果	7
2．予防対策の推進	
(1) 地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業の推進	8
地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業実績	9
(2) 地震防災応急対策用資産に係る税制上の特別措置	10
(3) 被害の軽減(静岡県被害想定)	11
(4) 各種対策の効果(静岡県被害想定)	12
(5) 静岡県における耐震改修への取り組み	13
(6) 静岡県の総合防災情報支援システム(ASSIST)	15
(7) 静岡県における自主防災組織活性化施策	16

東海地震等に対する住民意識等

これからの国土づくりにおける防災意識	17
地震災害に対する国民意識	18
東海地震への関心度	19
防災行政への要望	20
平成13年静岡県中部地震が起こった際の住民心理	21
平成13年静岡県中部地震直後の情報ニーズ	22
住民が参考とする情報源	23
震災時の懸念	24
東海地域における家庭内での地震への備え	25
静岡県、愛知県における家庭内の食糧備蓄状況	26

静岡県、愛知県における家庭内の飲料水の備蓄状況	27
東海地域における自主防再組織への関心	28
地震保険の普及状況	30
都道府県別地震保険加入率	31
住宅の耐震診断の実施状況	32
静岡県民の耐震補強への関心度	33
災害に強い公共施設の整備に対する考え	34

東海地震対策の現状等

東海地震対策の変遷

東海地震については、昭和51年の地震学会で発生の可能性が指摘されたことをきっかけに、大震法の制定など、我が国における地震防災対策の中でも特に重点を置いて対策を講じてきた。

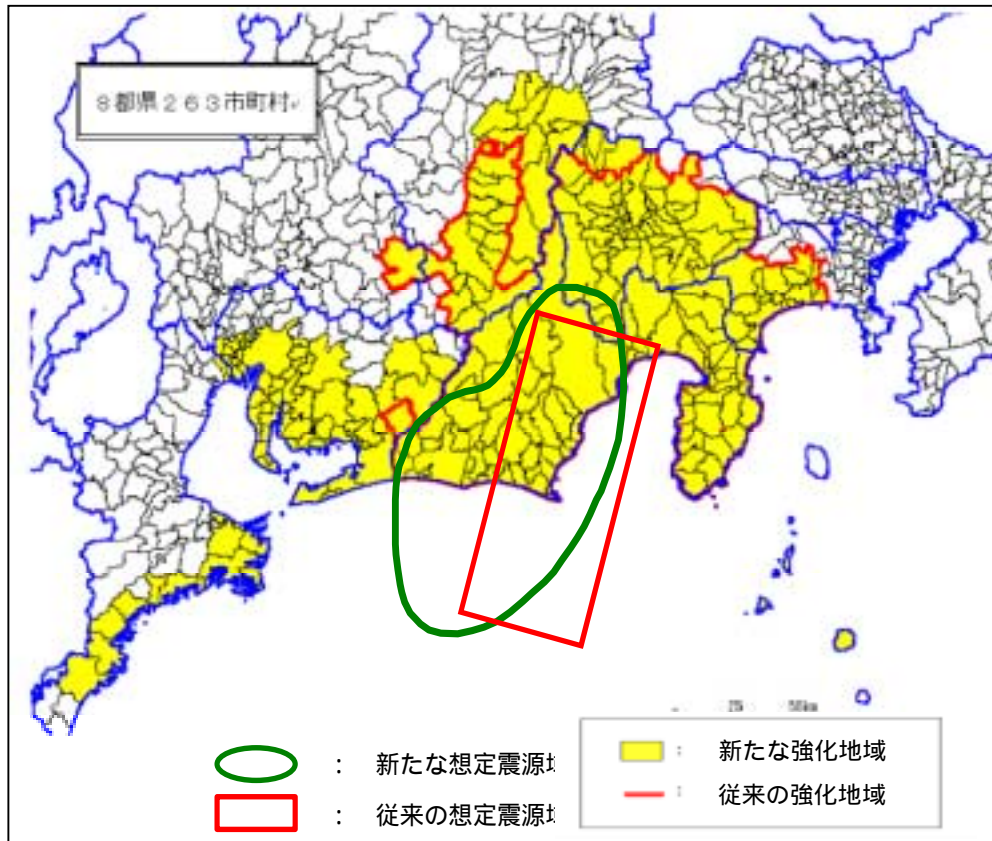
我が国における地震防災対策に係る法制度等の系譜と東海地震対策

年	契機	地震防災対策に係る法制度等	東海地震対策
S21	南海地震		
S22		・災害救助法	
S34	伊勢湾台風		
S36		・災害対策基本法 (S37中央防災会議設置、S38 防災基本計画決定)	
S37		・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	
S44		・地震予知連絡会設置	
S46	サンフェルナンド地震	・大都市震災対策推進要綱 ・震災対策訓練の開始	
S51	地震学会で東海地震発生可能性の研究発表		
S53			・大規模地震対策特別措置法
S54			・地震防災対策強化地域指定 ・地震防災基本計画
S55			・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (地震財特法)
S58		・当面の防災対策の推進について	
S63	中央防災会議が南関東地域直下型地震の切迫性指摘	・南関東地域震災応急対策活動要領	
H1			・自然斜面のすべり及び崩壊、地盤の液状化、長周期の地震波についての調査
H4		南関東地域直下の地震対策に関する大綱	
H7	阪神・淡路大震災	・地震防災対策特別措置法 ・防災基本計画改定 ・災害対策基本法の一部改正 (6月、12月) ・建築物の耐震改修の促進に関する法律	・大規模地震特別措置法の一部改正
H9		・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	
H11		・被災者生活再建支援法	・地震防災基本計画の改定
H12			・屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針 ・判定会招集連絡報が発せられた際の防災関係機関の対応指針
H13			・想定震源域の見直し
H14			・地震防災対策強化地域の見直し

東海地震対策の推進

東海地震については、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年制定）に基づき、静岡県など 8 都県 263 市町村を地震防災対策強化地域に指定し、観測等の強化、避難・警戒体制の構築、予防対策の推進を 3 つの柱として対策を講じている。

〔東海地震に係る地震防災対策強化地域及び予想震源域〕



地震防災対策強化地域の指定

地震予知のための観測等の強化（H14.5現在）

- ・地震計約210箇所(全国比約30%)、歪計約50箇所(同約100%)、傾斜計約50箇所(同約100%)
- 伸縮計約10箇所(同約100%)、潮位計約30箇所(同約20%)、地下水位計約10箇所(同約100%)
- G P S 約130箇所

予知を前提とした避難・警戒体制の構築

- ・中央防災会議による「地震防災基本計画」の作成（平成11年7月に修正）
- ・指定行政機関・指定公共機関による「地震防災強化計画」の作成
- ・民間事業者等による「地震防災応急計画」の作成

予防対策の推進

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（議員立法）に基づき避難地、避難路等の整備を推進
- ・税制上の特例により、動力消防ポンプ、防災用井戸等の整備を推進

1. 避難・警戒体制の構築

■ 大規模地震対策特別措置法について

内閣総理大臣

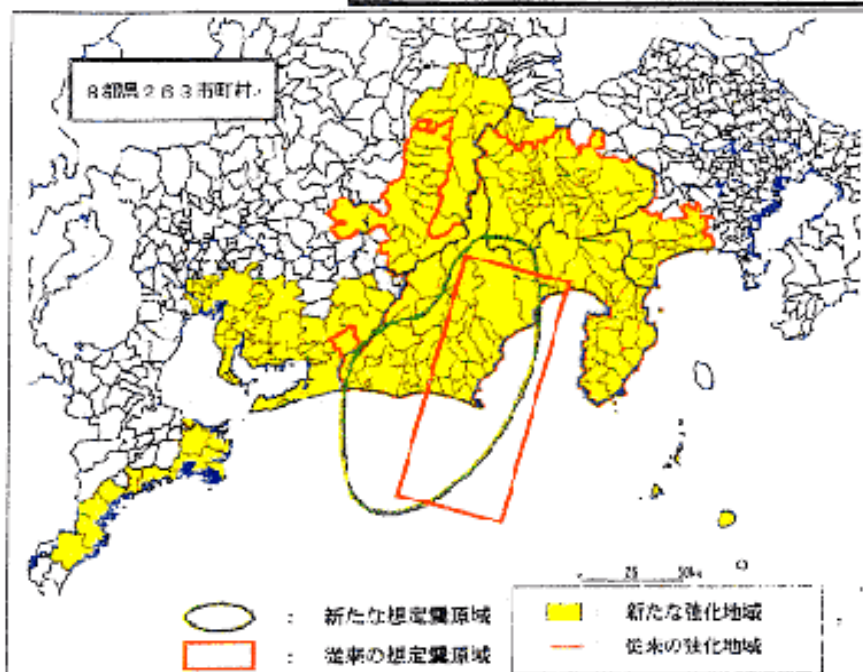
関係都道府県知事 意見聴取(法第3条第3項)

諮問(法第3条第2項)

中央防災会議

指定(法第3条第1項)

地震防災対策強化地域



内閣総理大臣が地震防災対策強化地域を指定すると、次のような体系で各種計画を作成し、その実施を推進。

(法第5条)

地震防災基本計画

- 警戒宣言が発せられた場合における国の地震防災に関する基本的方針
- 地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項
- 総合防災訓練に関する事項

策定
実施

中央防災会議

- 全閣僚
- 日銀、日赤、NHK、NTTの長
- 学識経験者

(法第6条)

地震防災強化計画

- 地震防災応急対策に関する事項
- 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- 大規模地震防災訓練に関する事項 など

策定・実施

**指定行政機関
指定地方行政機関**

**指定公共機関
指定地方公共機関**

**関係都道府県知事
都道府県防災会議**

**関係市町村長
市町村防災会議**

(法第7条、8条)

地震防災応急計画

- 地震防災応急対策に関する事項
- 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- 大規模地震防災訓練に関する事項 など

策定
実施

特定の民間事業者

病院、劇場、百貨店、旅館、鉄道事業者等を管理・運営する者

異常現象が発見された場合、次の流れに沿って、各種計に基づき地震防災応急対策を実施。

連続観測

傾斜計、体積歪計、伸縮計、地震計、その他

気象庁で異常現象発見

判定会長連絡

→ **報道機関への連絡**

→ **防災関係機関への連絡**

判定会招集

(判定会)

判定会判断

気象庁長官から内閣総理大臣に地震予知情報を報告

(閣議(法第9条))

警戒宣言発令

地震防災応急対策の実施
(国(法第10条))

地震災害警戒本部

本部長=内閣総理大臣
副本部長=防災担当大臣、危機管理担当大臣及び内閣官房長官

- 地震防災応急対策の総合調整・指示
- 地震防災派遣に関する事務 など

(都道府県(法第16条))

都道府県地震災害警戒本部

本部長=都道府県知事
(市町村(法第16条))

市町村地震災害警戒本部

本部長=市町村長

地震防災応急計画の策定状況

強化地域における地震防災応急計画の策定状況は以下のとおりであり、劇場、百貨店等、複合用途については、計画の届け出率が低い。

政令番号	施設または事業例	地震防災応急計画とみなされる地震防災規程	平成13年4月1日現在		
			作成義務者数 A	届出者数 B	届出率 (%) (B/A) C
1	劇場・百貨店等	消防計画	27,763	20,647	74.4%
2	複合用途	消防計画	9,758	5,151	52.8%
3	危険物製造所	予防規程	3,765	3,749	99.6%
4	火薬類の製造所	危害予防規程	20	20	100.0%
5	高圧ガス事業所	危害予防規程	567	567	100.0%
6	毒物・劇物製造施設 貯蔵施設等		54	54	100.0%
7	核燃料物質の 精錬施設等		0	0	0.0%
8	石油コンビナートの 特定事業所	防災規程	14	14	100.0%
9	鉄道事業・索道事業	運転取扱に 関する細則等	29	29	100.0%
10	軌道法による事業	運転取扱に 関する細則等	0	0	0.0%
11	航路事業	運行管理規程	28	28	100.0%
12	一般乗合旅客 自動車運送事業	運行管理規程	35	35	100.0%
13	学 校	消防計画	3,022	2,852	94.4%
14	福祉施設	消防計画	2,093	2,013	96.2%
15	鉱 山		5	5	100.0%
16	貯木場		9	9	100.0%
16-2	動物園		6	6	100.0%
17	道 路		19	19	100.0%
18	放送事業		12	10	83.3%
19	ガス事業	保安規程	148	148	100.0%
20	水道事業		612	548	89.5%
21	電気事業	保安規程	10	10	100.0%
22	石油パイプライン 事業	保安規程	0	0	0.0%
23	1,000人以上の 工場等	消防計画	95	94	98.9%
合 計			48,064	36,008	74.9%

記載上の留意事項等

政令番号」とは、大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年政令第385号)第4条各号に掲げる施設または事業の区分を示す。

作成義務者数」及び「届出者数」欄には、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第7条に基づき地震防災応急計画の作成を義務付けられた者及び届出た者の数を各々記載すること。ただし、消防計画等の計画・規程において定めた地震防災規程は、同法第8条の規定により、地震防災応急計画とみなされる。

また、同法第6条第1項の規定により、防災業務計画において、地震防災強化計画を定める指定公共機関等は作成義務者から除かれるので注意すること。

警戒宣言時の対応一覧

	強化地域内において共通してとられる対応		強化計画や応急計画等で具体的に示されている対応の例
	地震防災基本計画に示されている対応	各省庁の通知等により示されている対応	
避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の対象となるべきがけ地崩壊危険地域等の範囲（避難対象地区）を明示。 指定された避難地に速やかに避難。 	大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災応急対策計画について <ul style="list-style-type: none"> 緊急貯水を実施 	避難対象者があらかじめ指定されている避難地へ避難
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水：供給継続 電気：供給継続 		飲料水：供給継続 電気：供給継続（発電用燃料の受入中断） ガス：使用に支障をきたさない範囲で減圧措置
電話	<ul style="list-style-type: none"> 利用制限等の措置等、通信確保措置の内容を明示すること。 	日本電信電話株式会社防災業務計画 <ul style="list-style-type: none"> 通信の利用制限等の措置 地震防災広報 災害時における災害対策用資機材の整備 	一般の利用を制御、利用者に対して協力要請 防災機関等の重要回線を確保するため、移動電源車等を確保
J R、私鉄	<ul style="list-style-type: none"> 強化地域内への進入を制限 強化地域内は最寄りの安全な駅に停車 	大規模地震対策特別措置法に基づく鉄道事業者等の地震防災応急対策計画作成に対する指導について <ul style="list-style-type: none"> 原則として最寄りの安全な駅その他の場所に停止させる 	強化地域内の在来線、新幹線ともに最寄りの安全な駅に停車 強化地域の周辺地域では、在来線で一部徐行運転
バス、タクシー	<ul style="list-style-type: none"> 運行上の措置を明示すること 	大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策計画について（別添：作成モデル、バス） <ul style="list-style-type: none"> 運行中止 	強化地域内での運行を中止
船舶	<ul style="list-style-type: none"> 運航上の措置を明示すること 		津波の影響がある強化地域周辺海域で運行を中止
一般道路	<ul style="list-style-type: none"> 強化地域内での車の走行は極力抑制 強化地域内への流入を極力制限 強化地域外への流出は原則として制限なし 		強化地域内への流入を極力制限 強化地域外への流出は原則として制限なし 強化地域内の主要道路では走行を極力抑制 強化地域内の避難路及び緊急輸送路では走行を禁止又は制限 強化地域周辺でも状況に応じて交通規制実施
高速道路	<ul style="list-style-type: none"> 強化地域内への流入を制限 強化地域内のインターチェンジからの流入を制限 		強化地域内への流入を極力制限 強化地域外への流出は原則として制限なし 強化地域内のインターチェンジからの流入を制限 強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 緊急機関がとるべき措置について指導方針等を明示すること。 キャッシュサービス等の営業継続。 	郵政事業庁防災業務計画 <ul style="list-style-type: none"> 業務停止。郵便貯金自動支払機等にあつては、機器の管理が可能な場合に限り、取扱を行うものとする。 金融庁事務ガイドライン <ul style="list-style-type: none"> 業務停止。現金自動預払機等において払い戻しを継続 	オンライン稼働を除いて、営業を停止
百貨店	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保の措置等を具体的に明示すること 		営業を停止し、買い物客を外に誘導
病院	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保の措置等を具体的に明示すること 	医療機関における地震防災応急計画の作成について <ul style="list-style-type: none"> 外来、入院患者に対する診療体制等の措置について定めておくこと。 発災後地域の負傷者の受入、治療を実施するために必要な人員等の整備について定めておくこと （別添：作成例） <ul style="list-style-type: none"> 外来患者の診療は救急患者を除き中止する。 退院可能者及び帰宅希望者は、主治医の判断で帰宅。 	外来診療を中止 入院患者について、保護者の引き取りがある場合にはこれに対応し、保護者の引き取りがない場合には、近くの安全な場所に誘導
劇場	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保の措置等を具体的に明示すること 		営業を停止し、客を外に誘導
学校、幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 保護の方法を具体的に明示すること 	文部科学省防災業務計画 <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ保護者の意見を聞いた上で、実態に即して具体的に定める。 	状況に応じて保護者に引き渡し 保護者の引き取りがない場合には、安全な場所に避難誘導

地震予知情報による効果

警戒宣言に伴う避難・警戒体制の効果は極めて大きいですが、静岡県においても避難しない住民の存在を指摘しており、確実な避難行動をとってもらうための方策が必要。

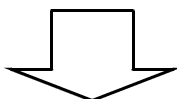
避難・警戒体制の効果

静岡県の被害想定（人的被害）

地震発生 時間	予知情報なし		予知情報あり	
	死者	重傷者	死者	重傷者
冬 5時	5,900	19,000	1,500	3,100
春秋12時	3,700	17,000	830	2,700
冬 17時	4,000	16,000	790	2,500

静岡県における警戒宣言時の避難

(津波) 避難対象地区住民 約27万人(うち要介護者4,700人)
(山崩れ) 避難対象地区住民 約11万人(うち要介護者2,300人)
(避難対象地区以外の住民) 自宅の耐震性の不安から避難地に避難



- ・車両避難による混乱
- ・避難対象地区でもすぐに避難しない 14%

が予想されている

(出典:「静岡県第3次地震被害想定結果」より作成)

2. 予防対策の推進

(1) 地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業の推進

大規模地震対策特別措置法に基づき指定された地震防災対策強化地域における予防対策を推進するため、「地震対策緊急整備事業計画」を作成し、国庫補助率の嵩上げ等により、地震防災施設等の整備を積極的に推進している。

地震財特法の概要

1. 地震対策緊急整備事業計画の概要

(1) 地震対策緊急整備事業計画

作成主体：関係都県知事（1都7県）

対象事業：避難地、避難路、消防用施設など17施設等

計画期間：昭和55年度～平成16年度

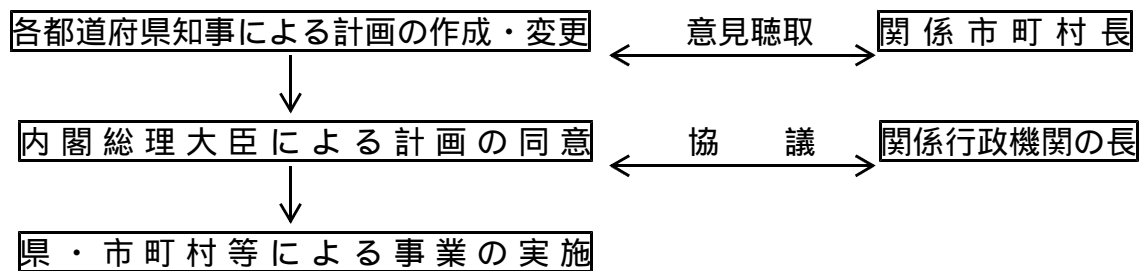
計画総事業費：約1兆3,400億円

(2) 国庫補助率の嵩上げ

対象事業：消防用施設、公立小中学校の耐震改修など3事業

適用期間：平成16年度末まで

2. 地震対策緊急整備事業計画の作成・変更、同意



3. 地震対策緊急整備事業計画の進捗状況（H12末実績）

(1) 全事業費

約1兆1,000億円（うち国費：約5,400億円）

(2) 補助率の嵩上げ適用事業

約3,100億円（うち国費：約1,400億円）

地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業実績

1.事業別事業費(6県計)

(単位:百万円)

事業名	S55~H16年度計画		H12年度実績		S55~H12年度実績	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
1 避難地	69,972	13,778	596	184	67,147	13,926
2 避難路	76,951	39,965	2,373	855	62,915	33,728
3 消防用施設	93,601	41,102	3,292	1,073	72,509	31,275
4 緊急輸送道路	375,629	215,505	13,212	6,816	328,363	189,861
5 緊急輸送港湾	6,717	2,984	109	49	5,166	2,263
6 緊急輸送漁港	1,724	894	0	0	1,724	894
7 通信施設	16,454	2,537	0	0	16,126	2,482
8 公的医療機関	13,610	4,536	249	83	12,646	4,214
9 社会福祉施設	41,731	16,300	850	280	29,904	11,414
10 公立小・中学校	267,707	128,747	7,478	3,589	209,373	102,026
11 河川管理施設	34,274	11,916	230	111	28,134	9,994
12 海岸保全施設	32,475	17,586	1,069	541	26,547	14,538
13 砂防設備	45,095	24,117	3,562	1,822	32,442	17,599
14 保安施設	87,564	45,540	5,843	2,945	68,145	35,737
15 地すべり施設	61,423	31,724	3,379	1,685	47,431	24,694
16 急傾斜地施設	115,147	49,546	6,004	2,746	88,946	37,695
17 ため池	9,936	5,000	131	65	7,510	3,775
合計	1,350,010	651,777	48,377	22,844	1,105,028	536,115

網掛けの事業は、地震財特法による国庫補助率の高上げ対象事業である。

2.県別事業費

(単位:百万円)

県名	S55~H16年度計画		H12年度実績		S55~H12年度実績	
	事業費	国費	事業費	国費	事業費	国費
1 神奈川県	142,807	58,769	2,401	995	122,058	49,404
2 山梨県	299,330	153,037	14,843	7,501	233,931	120,580
3 長野県	102,119	53,206	6,789	3,410	79,402	43,302
4 岐阜県	18,432	8,294	2,070	691	12,265	5,783
5 静岡県	777,395	373,541	21,802	10,056	649,032	312,787
6 愛知県	9,927	4,930	472	191	8,340	4,259
合計	1,350,010	651,777	48,377	22,844	1,105,028	536,115

事業費については、地震対策のみの事業費ではなく、関連事業も含めた額である。

(2) 地震防災応急対策用資産に係る税制上の特別措置

不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等に対し、防災活動のための資産を購入した場合に税制上の特別措置を講ずることにより、民間企業等における地震防災応急対策用資産の普及を推進している。

○制度概要

1 対象地域

「大規模地震対策特別措置法」に定める「地震防災対策強化地域」等

2 対象者

不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等（例：病院、劇場、百貨店、旅館、学校、火薬類・薬品等の工場、電気・ガス等の事業所等）

3 特例の対象となる資産

- ・ 動力消防ポンプ
- ・ 移動式消火設備
- ・ 濾水機
- ・ 感震装置及び緊急遮断装置
- ・ 携帯発電機及び照明器具
- ・ 防災用井戸

4 特例の内容

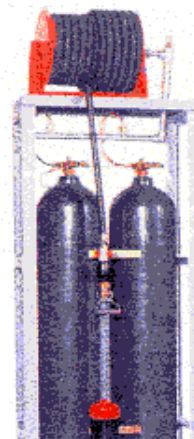
上記2の対象者が取得した3の資産について

- 所得税・法人税について初年度 $\frac{100}{100}$ の9の特別償却（平成15年3月31日まで）
- 固定資産税の課税標準が、5年間 $\frac{5}{10}$ に軽減（平成16年3月31日まで）

(参考) 特例の対象になる資産 (例)



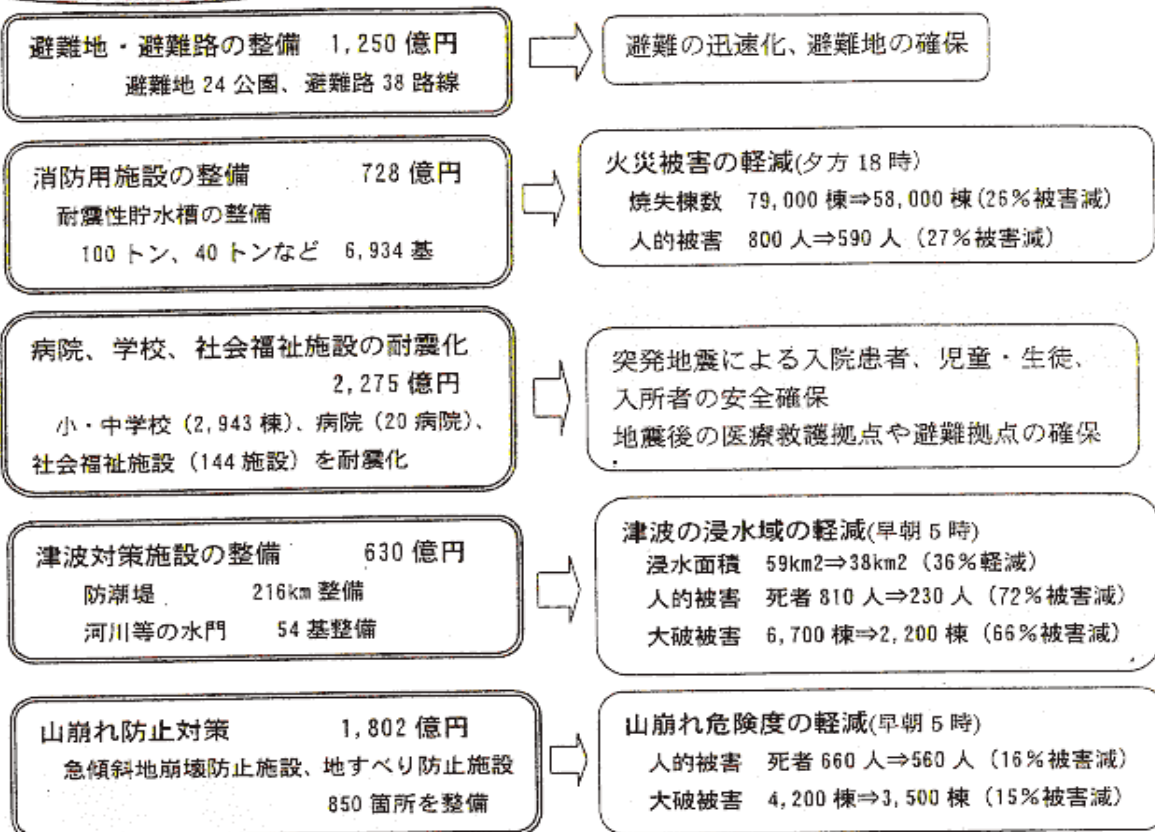
動力消防ポンプ



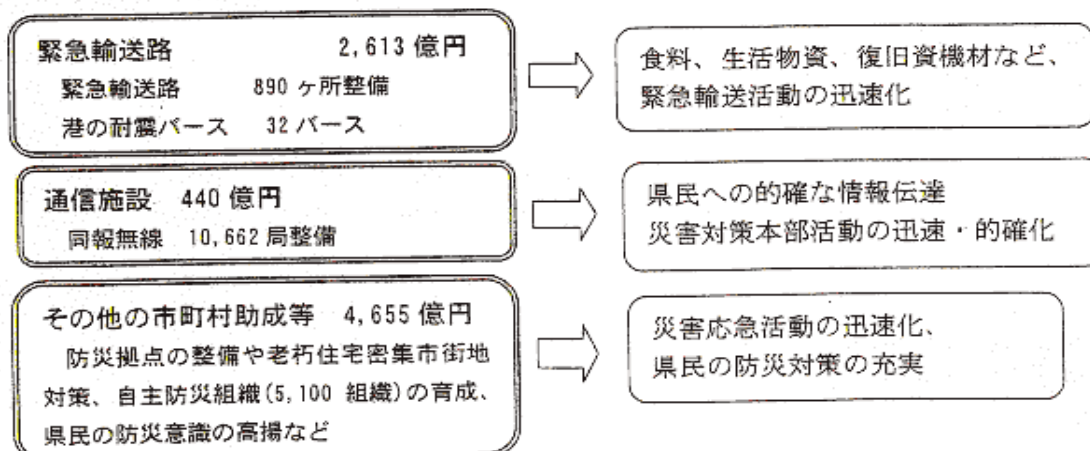
移動式消火設備

(3) 被害の軽減（静岡県被害想定）

人的・物的被害の軽減



災害応急活動の迅速化



注1：事業費は昭和 54（1979）年度～平成 12（2000）年度における合計 14,393 億円の内訳
 事業例は主な事業を例示（昭和 53 年度以前の整備を含む）

(4) 各種対策の効果 (静岡県被害想定)

人的被害から見た地震対策の効果

- ・ 突発地震 (早朝) による推計死者は、5,900 人
- ・ 22 年間の地震対策を仮に実施しなかった場合の
仮想の推計死者は、8,100 人
地震対策による被害軽減効果は、28% (2,300 人の死者減)
- ・ 地震予知された場合の推計死者は、1,500 人
地震予知による被害軽減効果は、75% (4,400 人の死者減)
地震対策と地震予知を合わせた被害軽減効果は、82% (6,600 人)

建物被害から見た地震対策の効果

- ・ 突発地震 (夕刻) による大破建物は、192,000 棟
- ・ 22 年間の地震対策を仮に実施しなかった場合の
仮想の大破建物 240,000 棟
地震対策による被害軽減効果は、20% (48,000 棟の被害減)
- ・ 地震予知された場合の大破建物は、141,000 棟
地震予知による被害軽減効果は、27% (52,000 棟の被害減)
地震対策と地震予知を合わせた被害軽減効果は、41% (100,000 棟)

推計被害額から見た地震対策の効果

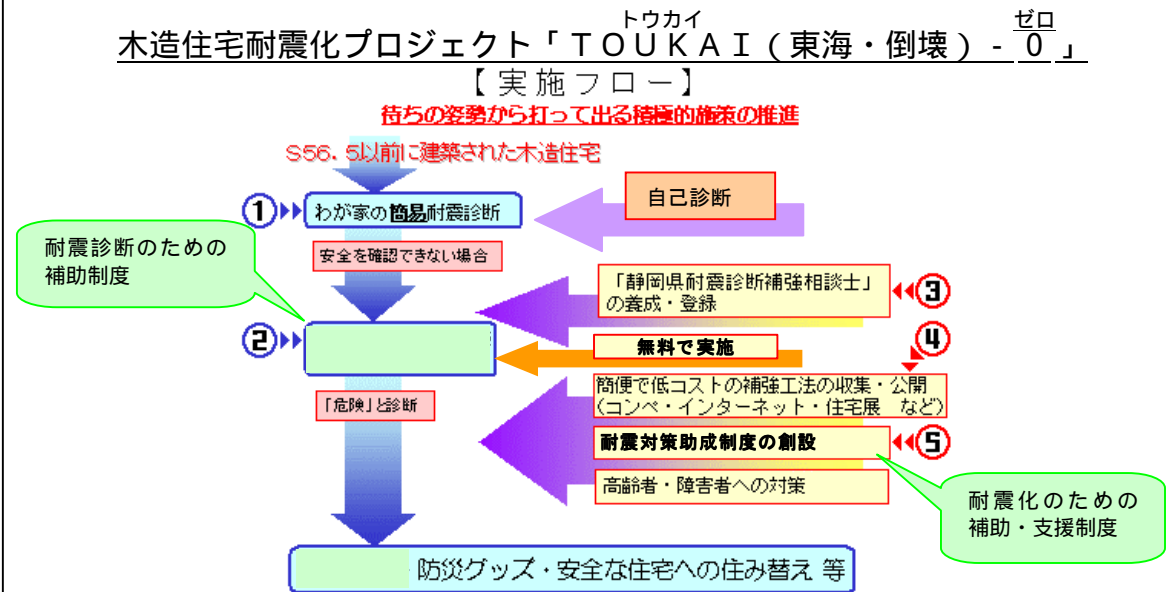
- ・ 突発地震 (夕刻) による推計被害総額は、26.1 兆円
物的被害などの直接被害額は、20.8 兆円
経済影響などの間接被害額は、5.3 兆円
 - ・ 22 年間の地震対策を仮に実施しなかった場合の
仮想の推計被害額は、30.9 兆円
地震対策事業による被害軽減効果は、16% (4.8 兆円)
 - ・ 地震予知された場合の総被害額は 23.5 兆円
地震予知による被害軽減効果は、10% (2.5 兆円の被害減)
地震対策と地震予知を合わせた被害軽減効果は、24% (7.3 兆円)
- 静岡県の 22 年間の地震対策事業の投資 1.4 兆円の 5 倍に相当する被害軽減効果

注 2: 被害想定数字は四捨五入した概数で表示

(5) 静岡県における耐震改修への取り組み

静岡県の補助・支援制度

耐震化実施フロー

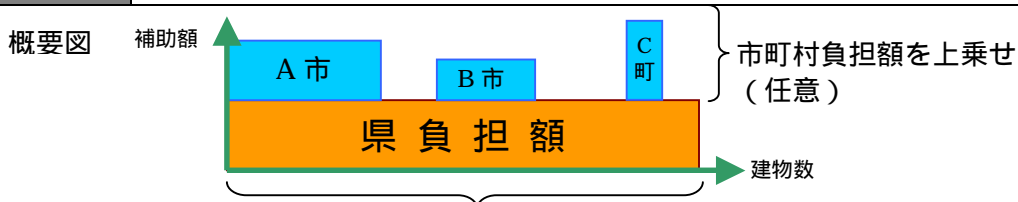


耐震診断（わが家の専門家診断）のための補助制度（フロー図）

概要	・市町村が専門家を派遣し耐震診断と補強の相談。派遣費用（1棟1万円）は、国が1/2、県が3/8を助成。残る1/8は市町村が負担。住民は無料。
対象	・昭和56年5月以前の旧建築基準で建設した木造住宅（約60万棟）のうち、わが家の簡易耐震診断（調査票方式の自己診断）の結果により実施。
実施時期	・平成13年度より実施。

耐震補強のための補助制度（フロー図）

概要	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全域（密集市街地に限定しない）で公費補助を検討中。 ・現在検討段階であるため、県市町村の補助額や開始時期は未定。 国負担額：密集市街地住宅に限り定率（7.7%）を補助。 県負担額：全ての対象建物に一律30万円を補助。 市町村負担額：上記金額に（財政事情を考慮し）任意で上乗せ。 ・市町村が事業主体。都道府県レベルでは初の試み。
対象	・旧建築基準の木造住宅のうち専門家診断により危険とされたもの。
実施時期	・平成14年度を予定。



建替えのための支援（利子補給）制度（フロー図）

概要	・個人住宅の民間金融機関からの公庫上乗せ借入金に対し、利子補給に1%上乗せ（通常0.7% 1.7%）
対象	・旧建築基準の木造住宅のうち専門家診断により危険とされたもの。
実施時期	・平成14年度を予定。

耐震化のための補助・融資制度（TOUKAI 0 以前からの現行制度）

診断	既存住宅の耐震診断に対し 2/3 を補助（国 1/3、県 1/6、市町村 1/6） 住宅以外の耐震診断に対し 1/3 を補助（県 1/6、市町村 1/6）
新築	住宅金融公庫は高耐震住宅に 200 万円割増融資（基本融資額は床面積に応じ 670～1,590 万円）。 静岡県個人住宅建設資金は耐震仕様住宅工事に 100 万円割増融資（基本融資額は床面積に応じ 450～500 万円）。
増改築 修繕	住宅金融公庫リフォームローンは 200 万円割増融資（基本融資額 1,000 万円）。 静岡県個人住宅建設資金は 100 万円割増融資（基本融資額 400 万円）。

市町村の地震対策推進のための補助制度

大規模地震対策等総合支援事業

1. 公共施設等の緊急耐震化事業

概要	市町村施設の耐震診断や補強設計・応急補強・耐震補強・耐震改造に対し、国庫補助対象・対象外施設を含め、1/6～1/2 を県費補助
対象	小中学校の校舎・体育館、幼稚園、公民館、社会福祉施設、民間救護病院など
実施時期	平成 14～16 年度

2. 東名跨道橋の緊急耐震化促進事業

概要	国土交通省の交付金事業で行う落橋防止工事に対し、市町村負担分の 1/2 を県費補助
対象	東名高速道路を跨ぐ市町村管理の跨道橋
実施時期	平成 14～16 年度

3. JR 跨線橋の緊急耐震化促進事業

概要	国土交通省の交付金事業で行う落橋防止工事に対し、市町村負担分の 1/2 を県費補助
対象	JR 鉄道線を跨ぐ市町村管理の跨線橋
実施時期	平成 14～18 年度

4. 防災資機材の整備事業

概要	自主防災組織資機材の整備に対し、1/2 を県費補助
対象	防災倉庫、ポンプ、発電機などの資機材
実施時期	平成 14～16 年度

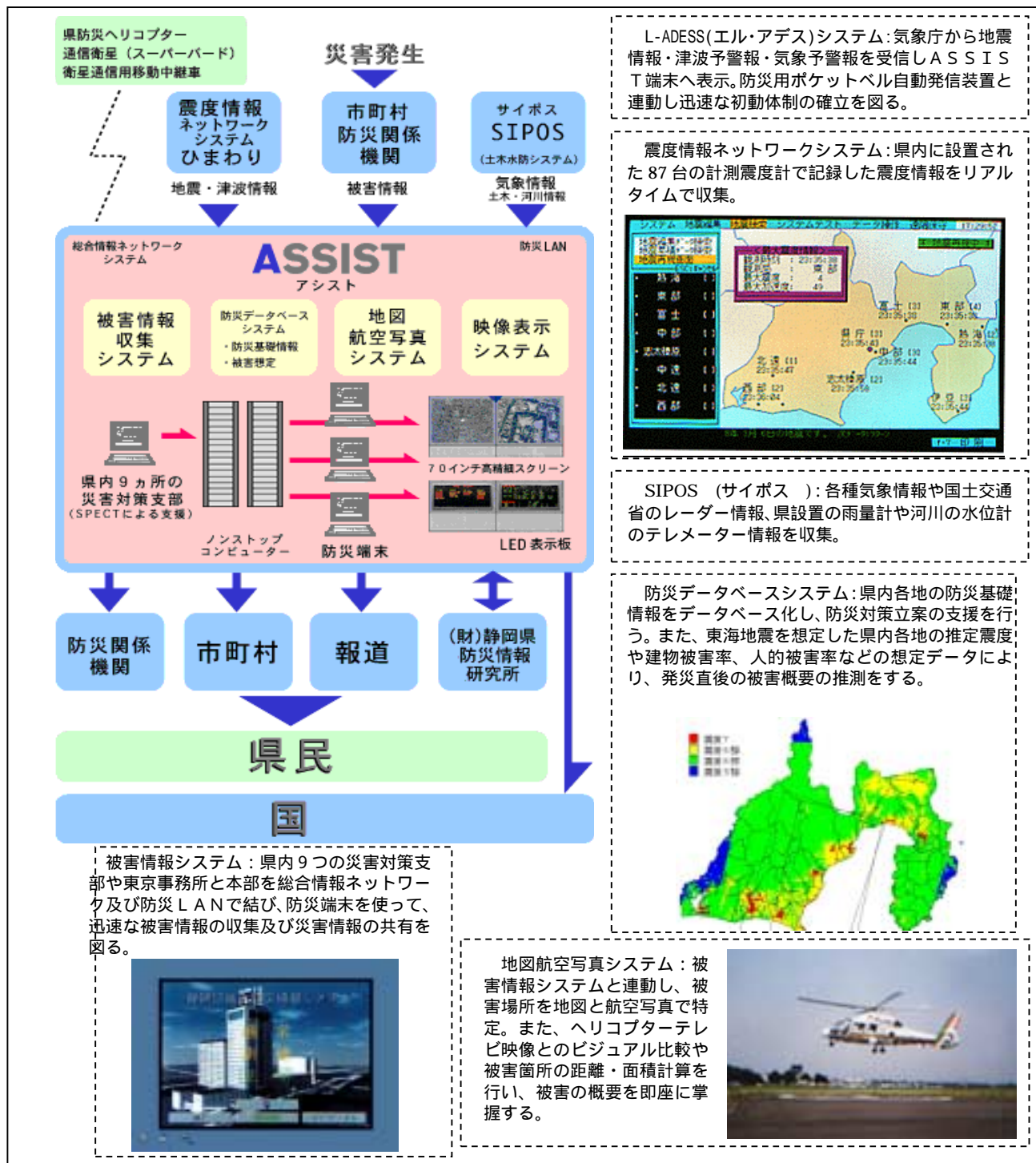
5. 地域総合防災推進事業

概要	市町村地域防災計画に基づく防災対策事業(上記 1～4 以外のもの)に対し、1/6～1/2 を県費補助
対象	市町村からの提案に基づく事業について審査し採択
実施時期	継続実施中

(6) 静岡県の総合防災情報支援システム (A S S I S T)

静岡県においては、国・県・市町村及び防災関係機関からの気象情報や被害情報などを、コンピュータを活用し迅速・正確に収集するために「総合防災情報支援システム」を配置し、災害応急対策活動に役立てている。

ASSIST の概要図



被害情報システム：県内9つの災害対策支部や東京事務所と本部を総合情報ネットワーク及び防災LANで結び、防災端末を使って、迅速な被害情報の収集及び災害情報の共有を図る。



地図航空写真システム：被害情報システムと連動し、被害場所を地図と航空写真で特定。また、ヘリコプターテレビ映像とのビジュアル比較や被害箇所の距離・面積計算を行い、被害の概要を即座に掌握する。



(7) 静岡県における自主防災組織活性化施策

○協働(コラボレーション)による自主防災組織の活性化の概念



(参考 <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/toukei/corabo.pdf>)